

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和3年10月12日（火）午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席委員

1 委員（五十音順）

上西芳樹委員，加来典子委員，島田三郎委員，千賀卓郎委員，高原淳委員，中島豊爾委員，西本千恵委員，槇野博通委員，安田一也委員，山下晴海委員，脇由紀委員

2 オブザーバー

富永正雄事務局長，山口賢二首席家裁調査官，星島美喜首席書記官，福島達夫次席家裁調査官，近藤隆夫次席家裁調査官，藤村裕三次席書記官，高月昇訟廷管理官，岡田亜由子主任書記官，藤澤克也主任書記官

3 事務担当者

上野宣子総務課長，森宗尚史総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 岡山家庭裁判所長挨拶

3 新任委員等の紹介

4 報告

総務課長から，前回の家裁委員会において，「岡山家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」をテーマに行った意見交換の結果を踏まえて，消毒の設置場所のサインの変更等を行ったことが報告された。

5 委員長を選任

6 副委員長の指名

7 意見交換等

「成年後見制度の利用促進について」をテーマに、別紙のと通りの意見交換が行われた。

8 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

令和4年2月25日（金）午後2時30分

(2) 意見交換事項（テーマ）

少年の再非行の防止に向けた教育的な働き掛けについて

9 閉会

(別紙)

岡山家庭裁判所委員会

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則 4 条の何号の委員であるかを示す。）

◎委員長

意見交換に入ります。本日は，成年後見制度の内容を知ってもらうためにどのような働き掛けができるか，また，中核機関を整備するために家庭裁判所としてできる支援や後押しとしてどのようなことが考えられるかという点について，御意見をいただきたいと思います。

○A（1）委員

まず，本日の委員会をウェブ会議で実施されていますが，議長の顔が見えません。会議を実施するときに，1つのカメラで会場を映しているのはよくないと思います。我々委員は顔が全部映っていますが，そちらの会場は点のように見えますので，次回からカメラの設置の仕方を考えていただきたいと思います。

次に，先ほど成年後見制度の利用促進について説明していただいたところですが，中核機関という言葉聞いても何なのか分かりませんでした。成年後見制度のために作った協議会のようなものなののでしょうか。

◎委員長

カメラの問題に関しましては検討させていただきます。中核機関という名称が分かりにくいということでしょうか。

○A（1）委員

中核機関と言っても、中核になる機関というのは全部中核機関ではないでしょうか。私としては、ひどい名前だと思います。そういう協議を行うための会はたくさんあると思います。例えば、県が市町村や関係者を集めて実施する発達障害者・児の支援協議会は中核的な協議会であり、いろいろなものがあるのに、中核機関と言われてもぴんときません。

◎委員長

いろいろな機関をまとめるセンターのようなものです。

○A（1）委員

そのような機関は分野ごとに全部あるということになってしまうと思います。何かちょっと頭に名称を付けないと、浸透しないのではないかと思います。

◎委員長

名称の点について御意見をいただきましたが、成年後見制度の内容を知ってもらうためですか、中核機関を整備するために家庭裁判所としてできる支援等について御意見はありますか。

○A（1）委員

家庭裁判所としては、今取り組んでいることを一生懸命やるしかないと思います。要するに、どんな状況になっても、生活している人をいろんな人が集まってきちんと連携を取って見ていきましょう、連携を取るに当たっては、当事者も含めたチームもあるし、もう少し広いものもある、つまり、市町村のレベルのものもあれば、県の単位になってくるものもあるということですか。

○B（2）委員

A（1）委員の御指摘について、私は成年後見制度利用促進の関係で関与しておりますので、説明させていただきます。中核機関という名前がよくないのはよく分かるのですが、協議会というのは、会議体のようなイメージだと思います。中核機関はどちらかというとな事務局的イメージです。

いろいろなチームや会議体があるというのは私も当然よく分かっているのですが、ざっくりと言うと情報を集約するセンター、事務局ということです。例えば、高齢者と障害者についてそれぞれが検討しているわけですが、お互いに連携しているものの、分からない部分もあります。その辺りの情報を集約しているものです。

○A（1）委員

それはどこが持っているのですか。

○B（2）委員

市町村によりますが、例えば、岡山市であれば、社会福祉協議会の中にセンターを作っています。

○A（1）委員

社会福祉協議会の中にあるのですね。

○B（2）委員

そうですね。市によって、市の中に作る場所もありますし、社会福祉協議会に委託する場所もあります。

○A（1）委員

市によってばらばらなのはどうかのなと思いましたが、分かりました。ありがとうございます。

○B（2）委員

事務局というイメージを持っていただくとよいと思います。その事務局が後見に関しての情報を集約しつつ、相談に対応する相談会のようなものを開催したり、相談の窓口を作ったり、受任者調整会議という会議を開催したりということを期待されているということです。

○A（1）委員

権利擁護事業と非常によく似ていますね。

○B（2）委員

はい、かなり似ていると思います。

○A（1）委員

権利擁護事業はきちんと情報を集約しておられて、それは意味があると思います。成年後見制度については、法的なことを含めて中核機関になるということですか。

○B（2）委員

後見に絡むところは中核機関などでやりましょうということです。権利擁護事業と重なっていても全然問題ないわけですが、少なくとも成年後見の分野については、各市町村に事務局、責任のある窓口を作るとことです。例えば、裁判所が後見事件に関して岡山市、倉敷市、高梁市のどこに連絡したらよいのかというときに、中核機関があればそこに連絡すればよいんだというような、窓口、事務局をまず作るということが第一歩なのだとして理解しています。

○A（1）委員

うまく機能していけば問題ないでしょうね。

○B（2）委員

そこは評価が難しいところです。

○A（1）委員

介護、福祉の主体は市町村だということが徹底していませんよね。努力義務ですので。私は、この点が法律の建て付けから間違っているのではないかなと以前から思っていました。精神障害者を支援する場合にも、その点が問題になってきます。絶対に市町村が支援しなければならないという義務規定に変更することが今一番重要ではないかなと思っています。

◎委員長

成年後見制度の内容を知ってもらうため又は中核機関を整備するために家庭裁判所でできる支援や後押しということに関して他に御意見はありますか。

○C（3）委員

いろいろ御意見を聞いていく中で、成年後見制度の利用者の利用を促進するというのが最も重要なテーマだと思っているのですが、その利用者を誰と設定するのかというところで、かなり話が変わってくると思います。

成年後見制度自体が保護する対象というのは、当然、御本人ですが、現実問題として利用者と設定されるのは、結局のところ、その御本人の周りにいる人たち、つまりその配偶者とか、4親等内の親族といった方が利用しやすい制度というのが、成年後見制度の利用促進につながるのではないかという印象があります。そうすると、制度の説明の仕方として、御本人のための制度ですよと説明するのではなくて、御本人の配偶者とか4親等内の親族といった周りの人たちが申し立てしやすいよう

な説明の仕方があると思います。今、手元に家庭裁判所で作成されている成年後見制度についてのパンフレットがありますが、ここで書かれているのは、御本人をトラブルから守るためという説明がされています。制度設計の説明としては正しいと思うのですが、例えば、認知症の家族を抱えて本当に困っている周りの人たち、配偶者、その4親等内の人たちが利用したときにどういうメリットがあるのかという切り口での説明の仕方を考えていけばよいのではないかと思います。

◎委員長

今の点に関連して、何か御意見はありますか。

○D（1）委員

パワーポイントの資料に成年後見制度利用の契機として、金融機関でお金を下ろせないとか、介護サービス利用の契約のためといった記載がありますが、実際には、成年後見制度を利用しなくても対応ができているという現実があるとは思いますが。成年後見制度を利用しなければ、こういうことができなくなるという事例をもっとはっきり示してあげた方がよいのではないかと思います。

あとは、成年後見制度を利用された方のデメリットについての声もしっかりと拾い上げて、正しい情報を伝えるということが必要ではないかと思います。

◎委員長

成年後見制度を利用した場合のメリットだけでなく、デメリットもきちんと示さないといけないということですね。

○E（1）委員

どこをターゲットにして周知していくかというところが重要だと思うのですが、いろいろな機関に対して周知していくことで皆さんに浸透していくのではないかと

思います。

身近な問題として、お金を引き出すことができないということが成年後見制度利用の契機となるという話が出ましたが、実際に、金融機関でそのような案内をしているのかという点について、正直疑問なところがあります。身近な機関等がどんどんそういった案内をすることが必要になってくるのではないかと思いますので、金融機関であるとか、医療機関、それから、福祉機関というところが案内をすればよいのではないかと考えます。

◎委員長

いろいろな機関が案内をするということですが、具体的には、パンフレット等を利用して案内するということですか。

○E（1）委員

そうですね。もうされているとは思いますが。

◎委員長

今の御意見等について、更に御意見がありますか。

○A（1）委員

行政機関や銀行、それから、診療所等のいろいろなところで説得や説明等を行う動きをすることがよいと思います。

◎委員長

他に御意見はありますか。

○F（1）委員

先ほどの御説明の中でいうと、身近なケアマネージャーの方や介護者の方等の、本人の周囲の人たちにとっても相談しやすい人たちから入ってくる情報は、すんと落ちるのかなという気がします。ですから、銀行の窓口等で広く伝えることも大切ですし、身近な人から伝えていけるタイミングがあれば更によいのかなと感じます。

それから、先ほど申立てをしやすい説明の仕方という御意見もありましたが、申立てをしたときに、とても時間が掛かるのではないかとか、後見人が誰になるか分からないとか、後見人の柔軟な交代は本当にすぐにできるのかといった不安を解消するように伝えるのも必要だと思います。また、最初に、本人の意思を尊重しますと説明されましたが、本人は状態が不安定になっていて、意思決定が難しいから後見人を選任しなければいけないので、その意思を尊重するというのがどれぐらいのどういうことを指すのかとか、本当に制度を利用しようと思うと恐らくすごくいろいろな細かい部分が気になると思いますので、身近な方からそういう情報が入ると安心できるのではないかと思います。

◎委員長

今おっしゃったように、身近な方から情報が入るとか、そういう情報を集約していくというのが、まさに中核機関なのかもしれないなと思っているのですが、ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。

○G（2）委員

先ほどからのお話にも出ていましたように、成年後見という制度はある程度、皆さん耳にされたことはあるとしても、制度を利用するに当たって、財産をどのように管理されるのかとか、どういった形で費用が発生するのかとか、一般の方々からすると漠然とした不安感があるのではないかという気がしています。

先ほどの話にもありましたように、成年後見制度を利用することで、具体的に周

困の方の御負担も含めて、こういったメリットがあるのかというところを客観的に伝えないと、例えば、御家族が金融機関でATMを利用してお金を下ろせてしまうので、成年後見制度の申立てにまで踏み切ろうという結論には至らないのかなと思っています。制度を利用するに当たって、実際の事例に照らして、こういったところが一番大きなメリットになるのかというところをお伝えすることで、利用を検討されるケースも増えるのではないかと考えております。

◎委員長

更に御意見のある方いらっしゃいますか。

○A（1）委員

一番現実的に問題になるのは、銀行の引き出しでしょう。今は、成年後見制度を利用する前に全部預金を下ろしてしまおうという動きが結構盛んになっているのではないのでしょうか。そのことの方が問題だと思います。銀行は、利用者のためになっているかどうかということまでは考えていないと思うので、成年後見制度という法律の枠から入っていくということも必要ですが、一方で御本人が一人の生活者であるという視点は身近な人やチームでないとできないわけですよね。裁判所の中で座っていては分からないことを、法律的な問題になれば判断する。そういったことから生じる齟齬が結構あるのではないかと思います。根本的に、こういう福祉関連のことはまとめて制度を作り直してほしいなと思っています。

◎委員長

裁判所も含めて地域の連携を取って、チームを作ろうというのが中核機関なのかなと考えているのですが、ほかに御意見はありますか。

○H（4）委員

今日の委員の皆様方のお話を伺っておりますと、成年後見制度があるということとは認識いただいておりますが、具体的にどのような場合に活用してよいのかとか、いざ手続が始まる段階になると、どなたが成年後見人になって、後見人と本人と親族との関係がどうなるのかという点は、一般の国民の皆様方には分かりにくいのかなど改めて思いました。

裁判所の中では、こういった形で御本人と後見人との組み合わせをするかということの研究しているのと同時に、市町村、弁護士、司法書士、社会福祉士の方と意見交換はしていますが、なかなかそのことが一般の国民の皆様方には伝わっていないのかなと思うところです。

成年後見制度の運用の在り方について、パンフレットを備え置くとか、裁判所のホームページに動画を掲載するといった方法はあるのですが、より効果的な広報を行っていくには裁判所がどうしたらよいのかについて、可能であれば御意見をいただければと思います。

◎委員長

広報活動について御意見はありますか。

○I（1）委員

特別な広報をしなくても、必要があれば成年後見制度を使おうという人がいると思います。広報というよりも、この制度が使いやすくて、入っていきやすい制度であればよいと思いました。

私自身は、親族に非常に重い障害があるということもあり、利用者の立場から申しますと、当の本人の意思確認がとにかく難しいということが一番にあります。日々、事業所でお世話になっていますが、隣にいてくださる介護者の方々に本当に頼って、そういう人たちを信頼して一つ一つの物事が全て進んでいるという状況で、もし当の本人が一人になって後見人を誰にするのかということになったときは、家

族がよいのか、横にいていつも見守ってくれる介護者がよいのかとも思ったりしますが、その介護者たちも年を取っていなくなるなどと思うと、どういう人に後見人になってもらえばよいのかがはっきり定まりません。そこに、お金を下ろす下ろさない云々といった大切な問題が入ってきますので、恐らく、この成年後見制度については知っているけれど、なかなか入っていけない、いろいろな問題があるなというところがあって、制度が利用されていないのではないかなと思いました。

それから、地域において、関係者でチームを形成するというのは利用者からすると非常に心強い話なのですが、なかなか障害者については地域社会がないというのが現状で、日本においてこういったチームができるというのは、簡単な話ではないのではないかという、少し絵空事かなということを感じながら聞いていました。

◎委員長

今、入っていきやすいといったお話がありましたが、こういうものであれば使いやすいなとか、こういうところに相談ができたらいいなといった御意見はありますか。

○I（1）委員

やはりお金の話ですね。銀行口座が凍結されてしまうとか、また、後見人を一度決めたらなかなか変えられないという点で、成年後見制度自体が利用者にとって本当によいのかどうかというと、困るなど思っている人も結構いると思います。そういう点を改善していかないといけないと思います。ただ、今回、見直しの中にそういうものが入っていましたから、どのように改善されていくのかという点は、注目されているのではないのでしょうか。成年後見制度というものが利用できるのであれば利用したいと皆思っていると思います。それほど広報して周知しなくても、すぐに広まっていくというか、みんな利用していきたい制度ではないのでしょうか。

この制度が利用しにくいということであれば、いろいろな意見を出して、それを

踏まえて制度を改善していくということが必要なのではないのでしょうか。

○J（1）委員

今後、絶対に必要な制度だと思いますので、周知が必要だということであればこの制度がないと本当に困るだろうという業界団体だとか、一番メリットがある、若しくはデメリットを被るような業界団体等を含めて広報していけばよいのではないかと思いました。

ある日突然、制度利用の必要に迫られることもあると思いますので、今後は事前に決めておく、少し極端な話かもしれませんが、例えばドナーカードのように何かあったときのために、元気なときに意思を確認しておくようなことを積極的にやってみることも必要なのかもしれないと思いました。

◎委員長

ほかに御意見等がありますか。

○C（3）委員

先ほど、申立てに関して、どういうメリットがあるかを提示できれば良いのではないかという意見を述べさせていただきましたが、さらに、現実問題として、結局利用者が不安に思っているのは、誰が後見人に選任されるのだろうかとか、費用がいくら掛かるのだろうかといった点なのではないかという感じがします。お金が掛かるということになると、将来的に自分たちが相続する財産が減ってしまうのではないかという不安にもつながっていくのではないかと思います。後見人を監督する制度もありますが、それとは別に、申立人、配偶者や4親等内の親族が成年後見人である場合に、どのようなサポートができるのかという点も説明されれば、なお安心だと思います。自分たちが成年後見人になれるのであれば、お金の心配は基本的にしなくてよくなるので、あとは裁判所に対する報告の在り方ですとか、成年後見

人になった場合にどのような責任があるのかという点を、随時サポートしてもらえる制度があるということを提示していけば、なお安心して利用できる制度になるのではないかと思います。

○B（2）委員

C（3）委員のもう1つ前の御意見とも関連しますが、親族がきちんとお世話ができているけれども、少し不便だから成年後見制度を利用しようというケースと、成年後見制度の利用が必要なだけでも、親族が虐待しているケースとか、申立てに賛成しないケース、また、親族がいないケースといった様々なケースがあり、どのケースを念頭に置いていくかで変わってきます。

C（3）委員から御本人のメリットだけではなく、御親族のメリットも考えたらどうかというお話がありましたが、類型によってはまさにそのとおりで、現在、成年後見制度利用促進の取組において、本人のメリットのことを考えて、報告書の作成も含め、少し後見人の役割を増やす方向の議論がなされていると思います。ただ、仮に親族が後見人になるような類型であれば、少し後見人の役割を簡略化する方法をとるとか、報告書も少し簡単にしてお後は親族として支援してくれたらよいという方法もあり得ると思います。このように、類型を分けて、メリットについても考えていく必要があると考えています。

◎委員長

成年後見制度は、皆さんの中ではかなり広まっていて、広報の必要というのはそれほど感じないということでしょうか。

○A（1）委員

いつも気になっているのですが、成年後見人として家族の方が選任される場合もありますね。しかし、例えば、結婚しないでずっと同居している方が、御本人のこ

とを全て分かっていて、いろいろなことをしてくれているけれども、この方が後見人になれず、どうなるのかなと思ったことがあります。また、障害がある人が病院の手続等をされるときにいつも困っていますので、そういった点を教えていただきたいです。

◎委員長

個別の事案に応じて判断することになると思います。

○A（1）委員

後見人は家族でなくてもなれるわけですが、必ず反対が出てくるのです。顔も見ただこともない方が突然来て反対するということがあって、困っています。御本人を中心に置いて、あらゆる知恵を使うしかないのですが、家族という言葉で絞ってしまうことが私は問題だと思っています。身近で一番その人をよく分かっている人、よく世話をしている人という表現をきちんと入れるべきだと思います。

◎委員長

成年後見制度の広報については、比較的行き渡っているのではないかという感じでしょうか。今のところはまだ利用は少ないのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○C（3）委員

広報が行き渡っているかどうかという点に関しては、恐らく成年後見制度という名称の制度があるということ自体は、耳にしたことのある人が多いのではないかとと思いますが、結局その制度は何なのかという内容に関しては、まだ十分に行き渡っていないところがあるのではないかと感じています。私が最初の方で申し上げた、家族側に何かメリットがあるのかというアプローチの仕方を考えていくことで、申

立ての数や利用者の数等が増えることにつながっていくのではないかと思います。

◎委員長

広報の方法について御意見はありますか。

○C（3）委員

アプローチの仕方として、例えば、認知症の家族を抱えた人の目線に立ったパンフレットを作るという方法が1つあるのではないかと思います。

◎委員長

このほかに広報の仕方等に関して御意見はありますか。

○D（1）委員

C（3）委員の意見と重なりますが、裁判所に、今までの具体的な後見事例が蓄積されていると思いますので、後見人が何をどのようにしたのかといった実際に活用できている具体的な事例を数多く挙げて広報した方が、こういった事例も成年後見制度を使用する場合に当たるのだということがはっきり分かってよいと思います。

◎委員長

ほかに御意見はありますか。

○A（1）委員

お金がある人の場合、遺言を残したことと、成年後見制度をどの段階で利用したということとは裁判上どういう違いがあるのでしょうか。

後見人の選任が必要との診断を受けた後に遺言を書いたのか、診断を受ける前なのかということが問題になることが多いので、教えていただきたいと思います。

◎委員長

遺言のときの意思能力の問題だと思いますが、個別の事案に応じて判断していくことになります。

○A（1）委員

分かりました。

◎委員長

それでは、以上で意見交換を終了させていただきます。